

③ 関連施策の体系 (案)

関連施策は犯罪や非行をした人に限らず、誰もが利用できるものです。

※掲載事業については、予算措置の状況により変更が生じる可能性があります。

基本施策	現状 (全国の状況)	市の関連施策の例
就労支援の充実 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所に再び入所する者の7割以上は再犯時に無職 ・保護観察終了時に仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約3倍 	【就労の確保】 <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格認定時 協力雇用主に加点 ・高齢者就労促進事業 ・生活保護受給者等就労体験・職業訓練 ・就労自立促進事業 ・誰もが活躍推進事業 (仮) NEW!
住居確保と支援 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所満期出所者の約4割が適当な住居が確保されないまま出所 	【住居の確保】 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者住居確保給付金事業 ・生活困窮者一時生活支援事業 ・養護老人ホームの設置・管理 ・セーフティネット住宅登録制度 ・居住支援法人連携事業 NEW!
保健医療・福祉サービスの利用促進等 ・高齢・障がい ・薬物等依存症 ・少年・若年層 ・特性に応じた効果的な指導	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい等を有する人で犯罪をしてしまった者は短期間で再犯の傾向がある。 ・薬物事犯者は、同時に薬物依存症でもある。 ・各々の特性を理解した上での継続的な支援が必要。 ・犯罪をした者等が被害者の心情を理解し、自らの責任を自覚して努力させることが必要。 ・少年院入院者の3割近く、刑務所入所者の4割近くが高校に進学しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止相談支援事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進事業 ・高齢者実態調査 ・依存症対策事業 ・障害者相談支援事業 ・スクールカウンセリング事業 ・スクールソーシャルワーカー事業 ・少年補導の実施 ・生活困窮者子どもの学習意欲向上 ・配偶者暴力相談支援センター事業 ・触法少年・ぐ犯少年の少年鑑別所見学 ・こころの健康センター 相談事業
民間協力者の活動促進、広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ボランティアが減少傾向、地域社会の人間関係希薄化。 ・再犯防止施策は市民に身近でなく、理解・協力を得にくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止推進員の養成 NEW! ・協力雇用主に加点 (再掲) ・保護司会連絡協議会への補助金の交付 ・更生保護サポートセンターへの支援 ・社会を明るくする運動 ・人権啓発活動
国・民間団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国の支援は原則として刑事司法手続の期間に限定 ・刑事司法手続を離れた者に対する支援は地方公共団体が民間等と連携して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮釈放予定受刑者による社会貢献活動 ・全国再犯防止推進会議等への参加 ・静岡市再犯防止推進協議会の開催

※計画の対象者は再犯防止推進法第2条第1項の「犯罪をした者等」(有罪となって刑務所に入所した者だけでなく、罰金刑になったり、起訴猶予になった者等も含まれます。)



全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指して

第2次静岡市再犯防止推進計画 (令和5年度～令和10年度) (案) について、あなたの御意見をお寄せください

次のページから計画の詳細を是非ご覧ください

【期間】令和5年1月11日(水)から令和5年2月10日(金)まで (必着)

計画策定の趣旨

近年、全国的に犯罪の発生件数は減少していますが、警察等に検挙された人のうち再び犯罪をしてしまった人の割合(再犯者率)は全国で48.6%(令和3年)であり、実際に犯罪をした人の2人に1人は再犯者という状況です。このことを受け、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌29年には国による再犯防止推進計画が策定され、様々な対応が進められています。静岡市における再犯者率も48.4%(令和3年)と国と同様、高い数字になっており、犯罪を減らすには再犯者への対応が重要となっています。本市としても再犯防止に関する事業を総合的に推進していくための計画を策定し、市民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、全ての人が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

意見応募用紙について

次の窓口等で意見応募用紙を配布しています。また、静岡市再犯防止推進計画の素案を御覧いただけます。

- (1) 静岡市役所 福祉総務課 (静岡市役所 静岡庁舎 新館14階)
- (2) 各区役所の市政情報コーナー
- (3) 井川支所、長田支所、蒲原支所
- (4) 各区の地域福祉推進センター
- (5) 市ホームページ

更生ペンギンのサラちゃん、ホゴちゃん

御意見の提出方法について

期間内に次のいずれかの方法で御提出ください。

- (1) 郵送 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 福祉総務課宛て
- (2) FAX FAX番号: 054-221-1091 (福祉総務課宛て)
- (3) 持参 静岡市役所 静岡庁舎 新館14階 福祉総務課
- (4) 電子申請 市ホームページから専用フォームにて御提出ください。

右のQRコードからアクセスしてください⇒



問合せ先

420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 地域福祉係宛て
TEL: 054-221-1366 / FAX: 054-221-1091

① 第2次 静岡市再犯防止推進計画案(令和5～10年度)について

背景

平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
 ・都道府県や市町村に、国の定める再犯防止推進計画を勘案して地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定める努力義務が規定（第8条第1項）

令和3年3月「静岡市再犯防止推進計画(令和3・4年度)」策定

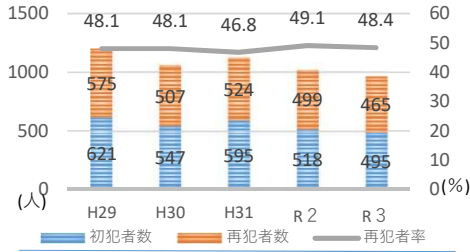
見直し・改定

令和5年「第2次 静岡市再犯防止推進計画(令和5～10年度)」
 (※6年間で法改正や国計画の内容に応じ、中間見直し予定)

国計画や市の他計画と整合を図り策定

次期国計画R5～R9(5年間)を考慮し、市計画は6年間に

① 静岡市の再犯者率 ※法務省矯正局提供データに基づき静岡市作成



再犯者率は過去5年で大きな増減はなく、
 検挙人数のうち約半数が再犯である現状。

○全国、本市においても5割近い再犯者率
 ⇒ 犯罪を減らすためには、

①再犯防止施策が必要

出所・釈放の直後に、住まいもお金もない状態。生活を送る上で必要最低限のものが揃わない状態で、社会復帰しなければならない。

○出所後・釈放後の安定した生活のためには

②「就労支援・住居確保」が課題

生活困窮、高齢、障がいなど事情を抱えながらも適切な支援がなく、犯罪に至るケースもある。また、依存症などには医療的な更生プログラムが必要。

○「犯罪をする者等」には様々な生きづらさがある
 ⇒ 高齢や障がい、生活困窮、依存症など

③福祉的、医療的な支援が必要

国・県に比べ、本市の保護司の充足率は低い。高齢化も進んでいる。

○保護司等、地域で活動する更生保護の

④担い手不足が課題

・再犯率の高さは市民に知られていない。
 ・再犯防止は市民にとって身近でなく、理解を得にくい。
 ・市の取組により、立ち直りに協力したい市民の割合を増やす必要あり。

○犯罪をした者等も更生し、いずれは地域に帰るため、地域社会での受入れが必要
 市民の理解と協力を得るため ⇒

⑤再犯防止に関する広報と意識啓発

② 就労と住居

・R3・4年度付添い支援 6割が住所不定(23/38件)
 ・(全国)満期出所者のうち4割が帰住先なく出所
 ・(全国)刑務所再入所者のうち7割が再犯時に無職

③ 対象者の状況 (R3・4年度付添い支援実績)

- 窃盗・住居侵入が 55.3%(21/38件)
- 65歳以上は 31.6%(12/38件)
- 調整後施設入所・入院 37.1%(13/35件)
- 健康状態 55.3%が問題あり(21/38件)

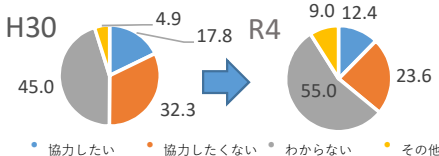
④ 保護司の数及び充足率(R4)※静岡保護観察所提供

	保護司数	定数	充足率
全国	46,706人	52,500人	89.0%
静岡県	1,341人	1,495人	89.7%
静岡市	237人	310人	76.5%

⑤ 市民意識調査結果

○「検挙される人のうち、約半数が再犯者であること」を知らない市民の割合 64.7%

○犯罪をした人の立ち直りに協力したいか。



② 計画(案)の概要

基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで
再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指す。

検討の結果、現行計画から変更せず、継承

基本方針

市民の暮らしに最も近い基礎自治体として、

- * 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が連携し、関係者とも緊密に連携協力しながら再犯防止施策を総合的に推進します。
- * 犯罪をした者等の特性に応じた、**切れ目のない**、再犯防止に必要な指導及び支援を実施します。
- * **犯罪被害者の存在を十分に認識**し、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、被害者の心情等を理解し、社会復帰に向け自ら努力させることの重要性を踏まえて再犯防止施策を実施します。
- * 再犯防止施策は、**社会情勢等に応じた**効果的なものにします。
- * 市民にとって再犯防止施策は身近なものではないため、再犯の防止に関する取組を分かりやすく**効果的に広報**し、広く**市民の関心と理解**を得ます。

検討の結果、現行計画から変更せず、継承

改定のポイント

◎ 成果指標の設定

前計画なし⇒今回計画で設定しPDCAで評価

成果指標 (KPI)	策定時	R10目標
静岡市の再犯者数	465人	380人
立ち直りに協力したい市民の割合	12.4%	20%以上
保護司の認知度	38.6%	50%以上

◎ 重点施策に「就労支援」と「住居確保」

- ・誰もが活躍のまちづくり計画など他計画とも連携し、**就労支援強化**
- ・入居困難な人の支援をする**居住支援法人との連携**
 ⇒ 支援希望者への**支援充足率 100%**を目指す

◎ 生きづらさを抱える人を取り残さない

⇒ 地域で受け入れるための取組拡大⇒再犯防止に**理解のある市民**を増やす

※計画期間中、重点事業や個別施策について見直しを行い、新規事業等は随時更新していきます。

○ 市民が市民に寄り添う支援

再犯防止相談支援事業(令和3年度から継続)
更生保護に理解のある市民が、犯罪をした者等の行政機関への手続の相談窓口につき添い、福祉等の必要な支援につなげる。**SDGs 未来都市**として、**市民と協働して「誰一人取り残さない」地域社会を実現**します。



○ 「就労支援」と「住居確保」の充実

重点課題として、「就労支援」と「住居確保」を掲げ、他計画の事業とも連携しながら、基礎自治体だからこそ可能な、実効性のある施策を行います。(※裏面参照)

○ 3矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所)等との連携

静岡市内には、静岡刑務所、駿府学園(少年院)、静岡少年鑑別所の3つの矯正施設があるという特徴があります。これらのほか、**保護観察所、検察庁等の国の機関や、弁護士会等の民間団体と互いの事業や取組について定期的に情報提供し、広報に関する協力や事業の連携**を図っています。

計画の特徴(静岡市らしさ)

再犯防止を取り巻く現状・課題